（様式2）

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

所管課名	ものづくり振興課	整理番号	３－１－４

処分の種類	計量証明事業者に対する事業規程変更命令
根拠法令条例等・条項	計量法第１１０条第２項
処分の概要	計量証明の適正な実施を確保するための計量証明事業者に対する事業規程変更命令
処分基準 （未設定の場合はその理由）	未設定（法令等の規定において言い尽くされているため） ○計量法第１１０条 １　第１０７条の登録を受けた者（以下「計量証明事業者」という。）は、その登録に係る事業の実施の方法に関し経済産業省令で定める事項を記載した事業規程を作成し、その登録を受けた後、遅滞なく、都道府県知事に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。 ２　都道府県知事は、計量証明の適正な実施を確保する上で必要があると認めるときは、計量証明事業者に対し、前項の規定による届出に係る事業規程を変更すべきことを命ずることができる。 ○計量法施行規則第４３条（事業規程の記載事項）
基準の制定根拠	―